

## 適合証明業務約款

### (総 則)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社確認検査機構トラスト（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法並びに建築基準法等の関係法令を遵守し、この約款（引受承諾書を含む。）及び適合証明業務規定に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

### (責 務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規程する業務期日までに行わなければならない。

2. 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
3. 甲は、乙の求めに応じ設計検査及び現場検査のために必要な情報を乙に提供しなければならない。
4. 甲は、乙が適合証明業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又は調査を行う事ができるよう協力しなければならない。
5. 甲は、別に定める適合証明業務料金規程に基づき算定された料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

### (業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

#### (1) 設計検査業務

- ・引受日から21日を経過した日

#### (2) 中間現場検査業務

- ・中間現場検査実施日から14日を経過した日

#### (3) 竣工現場検査業務

- ・竣工現場検査実施日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しの提出があった日のいずれか遅い日から14日を経過した日

但し、甲において乙から指摘事項や訂正事項を指摘された場合は、この限りではない。

### (支払期日)

第4条 甲の支払期日は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査の合格日までとする。

- 2 前項に規定するほか、乙が承認した場合においては、支払期日を変更することができる。
- 3 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は適合証明書を交付しない。この場合において、乙が適合証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第5条 甲は、料金を第2条第5項に定める支払期日までに、原則現金若しくは乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、第3条に掲げる業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2. 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

3. 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4. 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5. 第2項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときにはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

6. 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が正当な理由なく、料金を支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2. 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。又、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3. 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第8条 乙はこの契約に定める業務に関して知りえた秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議うえ定めるものとする。

(附則)

この約款は平成25年4月1日施行から施行する。

改訂：令和6年6月1日